令和８年（フ）第６３７号
大阪府松原市東新町４丁目５番13―208号
債務者　辻　　佐一
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６６６号
堺市西区草部77番地３
債務者　髙橋由布香
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７０１号
大阪府松原市河合２丁目２番１―303号
債務者　辰己　弘樹
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７１９号
大阪府羽曳野市はびきの３丁目７番４号
ヴェルハーモニーＷｅｓｔ
債務者　伊藤　弘人
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７２３号
大阪府高石市千代田１丁目23番32号
債務者　畑中板金こと　畑中　省三
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５３号
兵庫県加西市北条町北条781番地の１パレ・デリシュー103
債務者　田中　純子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第１８５号
岡山県笠岡市笠岡3060番地３
債務者　芦原　智子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１９２号
岡山県浅口郡里庄町大字浜中472番地１　レジデンス小野102
債務者　青木　純也
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１９４号
岡山県倉敷市藤戸町藤戸1585番地１　特別養護老人ホーム　サンバードナーシングホーム、転居前の住所岡山県倉敷市水島東千鳥町１番60号　老人保健施設　老健あかね
債務者　中田　節子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２０４号
岡山県倉敷市中庄605番地２
債務者　片岡　里美
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１４６号
香川県高松市紙町430番地７　アルフィーネ国宗101
債務者　髙木　克招
1　決定年月日時　令和８年７月30日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２１５号
福岡県久留米市長門石１丁目８番28号　第２大石コーポ203号
債務者　吉川　光一
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２１７号
福岡県久留米市野中町145番地10
債務者　古賀リリカ
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第６１８号
北九州市小倉南区舞ケ丘２丁目１番46号、前住所北九州市小倉北区黒原３丁目27番４―301号
債務者　木下　千恵
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４５号
北海道伊達市山下町178番地132、前住所北海道伊達市舟岡町142番地６　フレグラントハウス101
債務者　鈴木　勇輝
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
　　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第２７１号
岩手県滝沢市大崎94番地558　グランドホームまごのて滝沢、前住所岩手県滝沢市野沢62番地1041
債務者　小川　春信
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部